ロ　第七条第一項の規定に基づき試験の免除を願い出る者　免除を受ける資格を証する書類及び特例受験者であることを証する書類

ハ　第七条第二項の規定に基づく受験を願い出る者　特例受験者であることを証する書類

2　前項第二号に掲げる書類は、やむを得ない事由があると文部科学大臣が特に認めた場合においては、他の証明書をもつて代えることができる。

第七条を第九条とする。

第六条を第八条とし、第五条の次に次の二条を加える。

（試験の免除等）

第六条　知識及び技能に関する審査で、当該審査に合格した者の学力が当該審査に対応する中学校の教科を履修した者の学力と同等以上と認められるものとして文部科学大臣が定めるものに合格した者に対しては、文部科学大臣が定めるところにより、当該合格した者の願い出により、認定試験の一部を免除する。

第七条　認定試験を受けようとする者のうち、第三条第四号に該当する者その他の国語の教科の学習を行うに当たり特別の配慮を要すると認められる者として文部科学大臣が定めるもの（以下「特例受験者」という。）であつて、国語に関する知識及び技能に関する審査で、文部科学大臣が定めるものに合格した者に対しては、その願い出により、試験科目のうち国語の教科についての試験を免除する。

○外務省告示第二百六十七号

「千九百九十五年の国際穀物協定」中の「千九百九十五年の穀物貿易規約」及び「千九百九十九年の食糧援助規約」の有効期間は、それぞれ、平成二十五年六月三十日及び平成二十四年六月三十日まで延長された。

（平成二十三年六月八日付け及び同年六月二十七日付け国際穀物理事会事務局長書簡）

平成二十三年八月三日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第二百六十八号

平成十一年五月二十八日にモントリオールで作成された「国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約」の締約国につき、平成二十三年六月九日現在で、次のとおり追加があった（平成二十一年八月十七日外務省告示第四百四十号よりの追加）。

締約国	批准書の寄託日	当該締約国についての発効日
コスタリカ共和国	平成二十三年六月九日	平成二十三年八月八日
ジャマイカ	平成二十一年七月七日	平成二十一年九月五日
トルコ共和国	平成二十三年一月二十五日	平成二十三年三月二十六日
締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
アルゼンチン共和国	平成二十一年十二月十六日	平成二十二年二月十四日
アルメニア共和国	平成二十二年四月十六日	平成二十二年六月十五日
グルジア	平成二十二年十二月二十日	平成二十三年二月十八日
イスラエル国	平成二十三年一月十九日	平成二十三年三月二十日
モンテネグロ	平成二十二年一月十五日	平成二十二年三月十六日
モロッコ王国	平成二十二年四月十五日	平成二十二年六月十四日
セルビア共和国	平成二十二年二月三日	平成二十二年四月四日
セーシェル共和国	平成二十二年九月十三日	平成二十二年十一月十二日

2　特例受験者は、その願い出により、全ての試験科目について当該試験の試験問題の文章に用いられている漢字（漢字の読みを問う場合における当該漢字を除く。）に振り仮名を付して作成された試験問題により、認定試験を受験することができる。

別記第一号様式から別記第五号様式までを削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則の一部を改正する省令の一部改正）

2　就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則の一部を改正する省令（平成十五年文部科学省令第十二号）附則第二項中「（以下「新規則」という。）第九条の規定により新規則」を削り、「の認定試験を免除されている者とみなす。」を「合格点を得た者とみなす。この場合において、当該者に対しては、科目合格証書を授与しないものとする。」に改める。

告示

○法務省告示第三百七十八号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の市長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十三年八月二十日から効力を生ずる。

平成二十三年八月三日

法務大臣　江田　五月

山形県上山市長

○財務省告示第二百五十七号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十三年七月四日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年八月三日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第二百四回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で四兆五千十七億八千万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で二千六百十二億円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　四兆五千七億六千六百二十九万千五百円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　二千六百十一億四千百二十三万円